

国分寺市告示第 344号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2（公示送達）第1項、国分寺市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第5号）第11条（公示送達）及び国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第28条の規定により、別紙に記載の者に対する書類が送達できなかったため公示する。

なお、この書類については、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月16日

国分寺市長 丸 山 哲 平



氏名	送達すべき書類
YANG SIYU	国民健康保険税に関する書類
NENSOPHA ANGWARA	国民健康保険税に関する書類
YAN SHUJUN	国民健康保険税に関する書類
相川 翔	国民健康保険税に関する書類
ARNOLD GRANT EVAN	国民健康保険税に関する書類
船水 薫	国民健康保険税に関する書類
齊藤 稜丸	国民健康保険税に関する書類
SU KYI SOE	国民健康保険税に関する書類